

大和市公告第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区の変更案を作成したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和元年10月7日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

大和市上和田字桜山地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市つきみ野一丁目及び三丁目、中央林間西四丁目、上草柳字扇野、深見字坊ノ窪、中央七丁目、柳橋一丁目、代官一丁目、福田字甲五ノ区並びに下鶴間字甲一号、甲二号、乙三号及び乙七号地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり計画部街づくり計画課

4 縦覧期間

令和元年10月7日から同月21日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。